

群馬県消費生活問題審議会における「消費者」委員を募集します

県では、「群馬県消費生活問題審議会」に広く県民の皆様の意見を反映させるため、委員4名を公募します。

この審議会は、消費者行政の基本的事項や、その他施策の実施に係る重要な事項について審議を行う場です。消費者問題や消費者行政に関心のある方の御応募をお待ちしています。

1 募集人員 4名

審議会は、「学識経験者」「消費者」「事業者」の各区分の委員15名で構成され、このうち「消費者」の一部を公募します。

2 委員の任期 2年間（令和3年9月1日～令和5年8月31日）

3 応募要件

- (1) 令和3年4月1日現在で満20歳以上の県内在住の方
- (2) 年に1～2回、平日に県庁で開催する審議会に出席できる方
- (3) 消費者問題や消費者行政に関心が高い方

4 応募方法

応募用紙に必要事項を御記入のうえ、**7月30日(金)**(必着)までに、持参、郵送、ファックスまたは電子メールでお送りください。なお、提出された応募用紙は返却いたしません。

5 応募用紙の配布場所

応募用紙は県ホームページに掲載するとともに、県庁消費生活課（昭和庁舎1階）、県民センター（県庁舎2階）、各行政県税事務所、県内の各消費生活センターでも配布します。

6 応募書類の提出先及び問合せ先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県生活こども部 消費生活課 企画指導係

TEL：027-226-2274 FAX：027-223-8100

E-mail：shouhika@pref.gunma.lg.jp

7 選考方法

書類選考を行い、書類選考通過者を対象とした面接審査により決定します。

なお、面接審査のために来庁する際の費用は応募者本人の負担とします。

※面接審査については、別途通知します。

8 選考結果の通知

応募者全員に郵送で選考結果を通知します。

9 その他

- ・ 県では消費者苦情処理委員会を設置し、消費生活相談員では解決困難な事案について、あっせん又は調停を行っています。苦情処理委員会の委員は、審議会委員の中から選任するため、今回応募いただき審議会委員に選ばれた場合、苦情処理委員会に出席していただく可能性もありますので御承知おきください。委員会は事案が発生した際に開催されます。
- ・ 審議会は原則として公開で行い、会議結果の概要は県ホームページで公表されます。
- ・ 応募書類等の個人情報、選考の目的のみに使用します。